

第十三回 参議院人事委員會會議録第十四号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午前十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

北村 一男君
溝口 三郎君
紅靈 みつ君

政府委員

内閣官房副長官 飯木 亨弘君
総理府事務官 (内閣総理大臣官房審議室長事務代理) 増子 正宏君

地方自治庁 公務員課長 佐久間 肇君

事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊蓋御堂定君
常任委員 熊蓋御堂定君

本日の會議に付した事件

○公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦) 只今より人事委員會を開会いたします。

公務員等の懲戒免除等に関する法律案を議題に供します。只今政府側からは内閣総理大臣官房審議室次長増子君がお見えになっておりますが、いずれ後ほど菅野副長官が見えるはずになっております。質疑をお願いいたします。

す。それでは政府のほうから逐條的に御説明をお願いいたします。

○政府委員(増子正宏) それではお示しによりまして、この法律案の各條について簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

大體の趣旨は先般の提案理由の御説明の際に申し上げてございまして、御承知と思ひますが、先ず第一條について申し上げます。これは如何なる場合の懲戒の免除、或いは弁償責任に基く債務の減免について規定したかという点とであり、従来例によりまして、いわゆる犯罪行為に関する懲戒が行われます際には、それと同時に犯罪に至らない一定の法令違反の行為、或いは非行、好ましくない行為、非行に對する制裁であり、その懲戒の処分及び弁償責任に基く債務につきまして免除の措置を実施したとして参つております。終戦後におきましては、この恩赦は、御承知のように恩赦法に基いて、それに基づく政令によつて行われることになつておりますが、懲戒の免除等につきましては、今までの恩赦法に相當する法律がございせんのでしたので、この法律を制定するといふことにいたしましたわけであり、この法律の目的といたしましては、恩赦の中の一般的な制度であり、その大體と、それから一般的の復権が行われる場合には、少くともそれと同趣旨の懲戒の免除なり弁償責任に基く債務の免除といふことをする必要があるので、この法律を制定するといふことになつております。

う場合の事柄について規定することにいたしましたのであります。

第二條は、この免除等を行います対象の中の国家公務員と、それから公共企業体の職員その他政令で定める者といたしました。政令で定める者と申しますのは、大體従来例を見ますと、弁護士とか公証人等その職務内容が特に公共的なものであり、国家の間に特殊な監督監督の關係がございするものであり、それについて一定の行為につきまして懲戒の処分規定のあるもの、そういうものが従来行われておりましたので、そういうものを政令で定めて行くという趣旨でございします。こういうものにつきまして、懲戒の処分をすでに受けた者に對しては将来に向つて免除すると、それから又未だ懲戒の処分を受けていない者に對しては懲戒を行わないといふことを規定したわけであり、それから第三條におきましては、地方公務員であります、地方公務員につきましては、地方自治体の自主性を尊重する趣旨から、国の場合に準じまして條例でこの關係のことを規定するといふことにいたしましたわけであり、それから四條と五條は、弁償責任に基く債務の減免につき規定したものであります。四條は、大體におきましていわゆる国家公務員であり、それからそのほか公共企業体の職員等も入つておりますが、大體において国家公務員であります。第五條は地方公務員、その範圍につきましてこの弁償責任に基く債務の減免に関する基本原則を規定したわけであり、それから第六條であります、懲戒の免除に基く既成の効果は、懲戒の免除によつて変更されることとはないと、この点を詳しく申し上げますが、懲戒の処分はいろいろございしますが、一番わかりやすく免職の場合と申しますと、一定の行為に基きまして懲戒の処分として免職が行われますと、いわゆる国家公務員であれば、国家公務員の身分を失つて退職せられるわけであり、そういう処分を受けた者につきまして、今回その懲戒の免除をいたしましたも、すでに受けた懲戒の免職処分によりまして失つておる公務員の身分をそのまま回復するといふことはないのであります。又恩給受給資格を失つておる、そういう失つた恩給受給資格も又この懲戒の免除によつて回復することはないのであります。懲戒の免除によつて既成の効果が変更されることはないといふのは、そういう趣旨でございします。

ただ一定の資格の回復につきまして考慮いたしましたので、それを七條におきまして、懲戒の処分を受けたことによりまして、国家公務員となる資格その他の資格を失いました場合と申しますのは、具体的に申し上げます、国家公務員で懲戒を受けたと、その処分があらましてから二年たないうちは、再び国家公務員になることができないという規定があるであります。そういうふうな資格を一定期間失つておられます者につきましては、今回懲戒の免除があらますれば、免除されたときからそういう就官能力と言ひますか、官に就く能力が回復するといふ規定でございします。地方公務員となる資格、地方公務員となるための競争試験若しくは選考を受ける資格も同様であり、それから第二條による政令で定める者となる資格、又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格と申しますのも同様であり、例えは弁護士或いは公証人といふようなものが、第二條による政令で定められますと、弁護士が懲戒で除名といふようなことになり、再び弁護士になることができない。或いは国家公務員で免官になつた者は、二年以内は弁償士になることができないといふような制限、そういうものが除かれるわけであり、す。で、ここに「又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格」と書いてございしますのは、これは政令で弁償士とか公証人とかいふものを定め、それによつて、若し指定から漏れておられますような職業がございまして、それに就く資格を他の法令で失つておる、他の法令の定めで失つておるというやうな場合を予定いたしましたのでございします。従ひまして恩給受給の資格などがここに回復するといふ趣旨ではないのでございします。

それから最後の八條でございします、これは懲戒の処分を受けまして、きないという規定があるであります。そういうふうな資格を一定期間失つておられます者につきましては、今回懲戒の免除があらますれば、免除されたときからそういう就官能力と言ひますか、官に就く能力が回復するといふ規定でございします。地方公務員となる資格、地方公務員となるための競争試験若しくは選考を受ける資格も同様であり、それから第二條による政令で定める者となる資格、又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格と申しますのも同様であり、例えは弁護士或いは公証人といふようなものが、第二條による政令で定められますと、弁護士が懲戒で除名といふようなことになり、再び弁護士になることができない。或いは国家公務員で免官になつた者は、二年以内は弁償士になることができないといふような制限、そういうものが除かれるわけであり、す。で、ここに「又はそれらの資格以外の他の法令で定める資格」と書いてございしますのは、これは政令で弁償士とか公証人とかいふものを定め、それによつて、若し指定から漏れておられますような職業がございまして、それに就く資格を他の法令で失つておる、他の法令の定めで失つておるというやうな場合を予定いたしましたのでございします。従ひまして恩給受給の資格などがここに回復するといふ趣旨ではないのでございします。

例えは免職になつた者があるといひますと、この懲戒の免除によりまして、將來につきましては懲戒がなかつたと同じように取扱われるのでありますが、免除になるまでの期間におきまして、懲戒の免職になつたという事実そのものは抹消されないわけでございますので、その懲戒を受けたという点について不服のある者は、法令の規定によりまして、訴願とか審査の請求、異議の申立その他を行うことができるというよりも、むしろ当然そうされるわけでありまして、そういう事柄につきましては、この免除ということは何ら影響を及ぼすものではないのだという点を規定したわけでありまして、従ひましてこの懲戒で免官になりました者が今回免除になりましたとしても、過去の懲戒を受けたという事柄につきまして、この手続をいたしまして、例えは国家公務員について言いますれば、人事院の審査を請求いたしましたし、人事院が調査した結果、その懲戒の処分は不法のものであつたということが確定いたしますれば、前に遡つて懲戒の処分そのものが取消されるといふことになるわけでございます。それはその効果は、免除のこの法律に基く処分とは何ら関係のないものであるわけでありまして、

以上大体簡単に各條の御説明を申し上げます。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは質疑を……

○千葉信君 質問の順序としては、やはり大綱の質問から入ることが正しいと思ひけれども、責任あるかたがお見えになつておられませんか、いきなり逐條に入つて行きたいと思ひます。

併し逐條に入つて行くにいたしまして、これは増子君に聞いても御答弁を頂けるかどうかはわかりませんが、この点だけは一応念のために聞いておきたいと思ひますが、提案理由の説明によりまして、慶事等があつた場合ということになつておりますから、この点について突き詰めて御質問申上げる必要もないかと思ひますが、私どもの考えを率直に申上げれば、ここに慶事等とありまして、等という以上、弔事の場合等も一応考慮に入つておるといふ解釈が成り立つわけでございます。私どもの考えからすれば、今度の講和條約の締結に伴う恩赦とか或いは復権という問題は、これはどうも喜びごとに従つてのこういう措置ではない。これは御承知の通り、衆議院のほうでは政府委員の答弁では、国会が大多数の意見を以て今度の講和條約が決定せられたのであるからという一つの足がかりに立憲國家になつたのであるかといふことについて、相当疑念があると思ひます。例えは獨立國家としては、完全に國家の主權が回復されなければならぬし、従つて飽くまでも國家としては自主的な立場において今度の問題を処理して行けるはずなのに、現在の状態では、そういう状態も我々としては殆んど希望が持てない恰好になつております。特にそういう獨立という問題はかりでなしに、今度のこの講和條約の締結によつて、むしろ最も隣接しておる國家とは逆に今度は戦時状態というものが非常に明確に浮き上つて来ておる。こういう條件か

らすると、これは平和を約束する講和條約であるといふふうにもとれない点が非常に多い。こういう点から言いますと、私ども今度の講和條約の発効に伴つて行われる大赦若しくは復権というものは、これは提案理由の説明にある慶事ではなくて、その慶事等という言葉を中に入れておる弔事の場合に該当する大赦若しくは復権であるといふふうな考えざるを得ないのでありますが、併しこれにしても、これは弔事の場合においても、國が挙げて哀悼の意を表するような場合にもこういう措置が行われるのですから、私はこれを行うといふことについてあえて反對するものではないと思ひます。今申しましたような、國家の完全な獨立であるとか、或いは平和が本當に保障せられるといふような状態といふものは、やはり世界各國と本當の講和状態に入る場合、そうして又平和という問題が、國民が納得できるような状態になる場合、こういう場合を我々としては、將來必ずそういう事態があるであろうし、又我々としてもそういうふうな努力をしなければならぬし、吉田總理大臣も、今度の講和條約は全面講和への希望を持ちながらこういう講和を結んだといふことを吉田首相も言つておられますが、一體政府は今度のこの暫定的な状態の下において、恩赦若しくは大赦に関する措置をとられようとしておられますが、そういう点から行きますと、最終的にもつと他のたぐさんの國々と講和條約を締結した場合に、又改めてこういう大赦若しくは恩赦の措置をとられるおつもりであるかどうか。これは増子君に聞くことは少く無理かと思ひますが、逐條質問に入

る前に、一応念のために承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(増子正宏君) 只今の御質問でございますが、お言葉にもありませんが、大部分は私からお答え申したように、大部分は私からお答え申上げる筋のものではないと思ひますが、その御遠慮申上げたいと思ひますが、ただ私から申上げられることは、この法文に書いてございます第一の目的は、大赦又は復権が行われる場合、こういう場合に行います懲戒の免除その他について規定をいたしておるわけでありまして、大赦若しくは復権が如何なる場合に行われるかといふことは、恩赦法を見ましても、恩赦法にも別段明らかなのでございまして、従ひまして如何なる場合といふことを實質的に定めまことは、現行法では必ずかしらのでございまして、從來の例に鑑みますと、勿論慶事の場合のほかに弔事の場合も行われておるのでございまして、従ひまして今後につきましても慶事、弔事、あるいは悲しみをわかし合うといふ場合に恩赦が行われるのではないかと考へられるのであります。この懲戒の免除等につきましても、大体この恩赦であるところの大赦、又は一般的な復権を併せて行つた趣旨で立案をいたしたわけでございます。

○千葉信君 これは増子君に聞くのは何ですが、その次へお進みいたしますが、今度のこの大赦若しくは復権に該当すると思われる人員が、政府のほうでは大赦命令なんか考へられているようですからおわかりになつておると思ひますが、どのくらい政府としては計算されておりますか。

○政府委員(増子正宏君) 御質問は大

赦、復権でございますか。つまり恩赦でございますか。この懲戒免除等でございますか。

○千葉信君 そうく。

○政府委員(増子正宏君) この懲戒免除及び弁償責任に基く債務の減免でございますが、この適用を受けます人員は、地方公務員、国家公務員その他いわゆる政令で指定するもの等でございます。範圍が非常に広汎であり、種類が多岐に亘つておりますので、全般的に調査をすることは、一応政府として考へてみたが現在までに間に合つておりません。ただ國家公務員のうちの一般職につきましては、人事院で調査いたしておりますものがございまして、それについて申し上げますと、昭和二十五年と二十六年、この二十年の合計が大体一万人近くになつております。これは懲戒処分のいろいろな種類がございまして、その種類全部を通じての二十年の合計でございまして、これは國家公務員の一般職だけでございまして、特別職につきましてはまあ大多数といひます。逆に特殊のものにだけ懲戒処分というものがございまして、一般的に特別職についての懲戒処分はございませぬので、これもその總数は調べかねております。それから地方公共団体にございしてもなお一層調査が困難でございまして、自治庁のほうで目下いろいろ調べております。それからその他の政令で指定する者等につきましては、はつきりした数字を残念ながら申上げることができない次第でございまして。

○委員長(カニエ邦彦君) ちよつと、地方自治庁の公務員課長の佐久間君が見えておりますから、佐久間君に對する

質疑があれば重ねて一緒にお願いいたします。

○千善信君 これは、お尋ねしているのは、懲戒処分を受ける職員等が一体全体の公務員のうちでどういう割合を示しているかというところが大きな問題になるかと思う。これは御承知の通り現在の公務員諸君の待遇、それから身分の保障の問題、それから又利益の保護の問題、こういう問題が私どもとしては相当職員の平素の行状或いは職務の状態に關連があると思われ、それで実はお尋ねしているのです。今の御答弁によりますと、大体二十五年と二十六年の懲戒処分を受けた一般職の職員だけに限られているようですが、その一般職の職員だけでも結構で、それからもう少し範囲を広く、今度の懲戒の免除とか弁償責任の減免という措置は、これはこの前こういう行政処分に対する免除或いは債務の減免等が行われた以後の職員全体を含むはずですから、そういういたしますと、一体、この前こういう措置が行われた以後における懲戒処分或いは弁償責任の免除に該当する職員が一体幾らぐらいいるのか。その点についてもう少し二十五年、二十六年ばかりじゃなく、それから又もう一つの弁償責任の減免を行われる職員等の数もおわかりになりましたら、もう少し明確にこの際御答弁願いたいと思ふのです。

○政府委員(増子正宏君) 只今資料に基きまして明確に申し上げられるのは、先ほど申し上げました二十五年と二十六年の分だけでございます。この前年に懲戒の免除等を行いましたのは、昭和二十年の九月二日でございますが、それ以後の数字につきましてはまだはつきりしたものがまとまつていない状況でございます。それからなお弁償責任の關係につきましては、実は大蔵省におきましてその内容をいろいろ検討中でございますが、どこまでこの対象を入れるかという点につきましてもかなり問題があるのでございます。そういう意味におきまして調査もまだいたしかねている状況でございます。

○千善信君 そうするとまだこの立法に伴う政令その他については殆んど具体的に進んでいないという状態ですか。

○政府委員(増子正宏君) 弁償責任の問題につきましては、若干今申し上げましたような問題が残っております。併し大体政令の準備はもうできていますのでございます。懲戒処分のほうもこれはもう政令の準備ができております。

○千善信君 それから第二條に關連して御質問申上げたいのは、懲戒の処分を受けていない国家公務員等に対して懲戒を行わないことができない。第三條にも地方公務員に対してそうなつております。この法律の適用を受ける諸君で、これから懲戒の処分を行わないことができないという限界は、一体どこにその限界を置かれるか。その期限、期限というよりむしろその限界ですね、その点をもう少し明確にお答え願いたい。

○政府委員(増子正宏君) この第二條の法文を讀みますと、只今御指摘のような疑問が出て参るのでございますが、これはこの條文でございますが、第二條一政府は、大赦又は復権が行われる場合においては、政令で定めるところにより、……また懲戒の処分を受

けていない国家公務員等に対して懲戒を行わないことができる。というふうな趣意で頂ければ意味がわかるのじやないかと思ひますが、従ひまして、と申しますのは、まだ懲戒の処分を受けていない国家公務員等に対するものにつきましましては、政令で定めるところによりつて明白になるということでございます。もつと具体的に申上げますと、国家公務員等でありまして、一定日前の行為についてまだ懲戒処分を受けていないものに対しては、その懲戒を行わないという具体的な内容になるわけでございます。その一定日前に懲戒に値する行為があつた場合に、すでにそれについて懲戒処分が、手続が進行いたしました行われてしまつたものがあるわけでございますが、それはすでに懲戒の処分を受けたものというところにかかるとは思ひます。まだ懲戒の処分を受けていないものというものは、一定日前にそういう行為がありましたが、手続の關係上とか、或いはまだそういう事実が発覚されなかつたというふうなことで処分を受けていない、そういう国家公務員を考えておられるわけでございます。従ひまして今後いつそういう行為が行われても処分はしないのだというふうな、そういう意味の内容は全然考へてないわけでございます。

○千善信君 それでは実は私今政令が一体どの程度になつておるかということをお聞きしたんですが、その政令によつて定められるというところは、これは私條文を讀んでわかつております。そこで疑問が起りますのは、例えば一般職の場合に、国家公務員法の第八十二條によつて懲戒処分を受けます。ところがそ

の八十二條の第一号二号、三号等の場合、この事犯、事犯というものは少く極端ですが、こういう事犯というものは、例えばその政令で定められた一定日、その一定日の以前から継続して又今後も行われている場合もあると思ひます。これは實際問題として将来又あり得ることなんです。そこでそういう事態に対しては一体政令はどういう形において現在考慮されつつかあるかというところが問題になるかと思ひます。そういう点に対してはどういう限界を設けてありますか。

○政府委員(増子正宏君) 御質問の趣旨は一定日前から後まで行為が継続した場合でございますと思ひますが、そういう場合におきましては、これは従来もそういう例があつたわけでございますが、従来の取扱ひいたしましたは、その前か、つまり特定日の前であるということが判明しておるものについては前として取扱ひ、それからずつと継続しておりましたとどちらの時に属する行為かわからんというものについては、それ以後の行為として取扱ひするという従前の例になつております。

○千善信君 そこで問題になりますことは、今度の懲戒免除とか、弁償責任の減免というやり方について、今度の場合には、もうすでに既定のものについてこれは問題ないのですが、例えば問題になるのは継続中の処分の解消の問題とか、それから今申し上げたように、例えば懲戒の対象になるような事犯が継続してあるような場合、今度の措置を見ますと、将来の問題、例えば現在行われておる問題等についても、これはそのまま懲戒処分しないというふうな方針をとつて、特にこういう事

犯等に対して嚴密な調査を行わないで、そのまま懲戒免除をするという方法がとられるやに考えられる答弁が衆議院のほうで行われておりますが、そういう点はどういうことになるのか。やはり今後私はそういう状態に對しては十分調査をして、そしてこれが懲戒の対象になるか、若しくは懲戒処分をすべきかどうかというところを決定して後に、この第二條、第三條の措置がとられるのですか、それともそういう調査は一切ここで打切つて、懲戒処分はやらぬというやり方をとられるのですか、その点はどうか。

○政府委員(増子正宏君) 御質問の趣旨は、この特定日前に懲戒に値すると思はれる行為があつた場合に、この懲戒免除の政令が出たときには、それについての調査をもうやらないで打ちやつてしまふかどうかということと了解いたしますが、……

○千善信君 それはこの点については衆議院の藤井委員の質問に対して菅野政府委員の答弁ですが、すでに決定した処分に対してはこの免除を行うのでございますから、これは仮にお説のように一旦懲戒処分を決定いたしましたも、この法律の趣旨から言つて、当然それは又免除になるというふうなことがはつきりいたしておりますので、その間の手続を省略いたしましたして、この法律を直接適用して懲戒を行わないということにいたしましたと考えておる次第でございます。こういう答弁が行われております。そういう答弁が、例えば懲戒の対象になる事犯が仮にあつたといつても、どうせこの法律が施行されれば懲戒の免除が行われるのだから、その間の手続を省略しても

同じではないか、こういう答弁を青野政府委員が行われておるわけでございします。そういったと先ほど私が申し上げましたように継続しておる場合、その前とその後との境界というものが非常に不明確になる場合があるのではないかと申します。この点はどうか。

○政府委員(増子正宏君) 一定の行為がありまして、それが懲戒処分に向いておるのかどうかというのを調査しておる間にこの特定の日が来るという場合だと思ひますが、……

○千葉信君 そうじゃなく、この法律が施行されれば、どうせ政令の如何にかかわらずこの法律が施行されれば、その懲戒の対象になつてゐる人は今調査中の、若しくは手続中の人はその懲戒が免除されるのだから、だからその間の手続は省略しても何ら差支えないと思ひます。そうやるつもりか、こういうことを言つておるのです。

○委員(カニエ邦彦君) 申上げます、只今内閣官房副長官の御木さんが見えておられますから、御木さんのほうから御答弁願ひます。

○政府委員(御木幸弘君) 只今の青野副長官の答へました答弁の問題でございしますが、懲戒にかかり得る行為がありましたが、調査のほうは勿論いたすと思ひます。ただ調査いたしましてそれが明確になつて、これがはつきり免除に該当するというのがわかりますれば、その際は懲戒の手続は省略する形になるのじゃないか、こう考へておられます。

○千葉信君 そうするとこれは確認しておく必要があると思ひますのであります、先ほど増子君から御答弁のありま

した、つまり復権の行われる日です、その日以前のものに對しては、この法律は適用がないということは、調査したところではつきりされるわけですね。

○政府委員(御木幸弘君) さうでございます。

○千葉信君 それから次にお尋ねしたいことは、今度のこの法律の立案過程において、人事院等と十分打合せが遂げられておられましようか。

○政府委員(御木幸弘君) さうでございます。十分打合せをしておりま

○千葉信君 次に御尋ねしたいことは、第二條から第三條等の懲戒処分を受けていない国家公務員若しくは地方公務員等に対する今度の懲戒免除若しくは弁償責任に基く債務の減免等が、すでに懲戒を受けた職員との、公務員との間に非常なたくさんの差別待遇が、差引された措置が生じているのですが、この点については政府のほうでは一体どういふふうにお考へておられる措置をとられたか、御答弁によつて又質問したいと思ひます。

○政府委員(増子正宏君) 御指摘のようには不公平と言ひますが、差別が起りますことは私も十分承知いたしておるのではありませんが、まあこういう恩赦と同じような意味での懲戒免除の免除というふうなことが行われますときは、これはさういふ不公平と言ひますか、さういふものが起るのには、これはもう止むを得ないのじゃないかというふうに考へたわけでございします。

○千葉信君 頗る不親切なやり方ですね。それが單なる形式的な問題でしたらさう多く問題にはならないと思ひ

ですが、例えば恩給法等の問題に關連してしまつても、第五十一條によりまして、懲戒になつた職員の恩給の受給資格は懲戒と同時にこれは消滅してあります。それと同時に恩給法による恩給の通算期間というものは、一応恩給法によれば懲戒と同時にこれは完全に消滅されてゐる。ところが今度の場合これからは懲戒を受ける職員等に対する措置でありまして、その恩給の受給資格等については、何らかは阻害されません。而も單に恩給の受給資格ばかりじゃなく、一方は恩給の通算期間というものは全部前職の場合の分は抹殺されてしまつて、さうして一方はそれが完全に全部恩給の受給年限に計算される、こういうふうな状態に對する救済措置というものは何ら政府のほうで考へておらずに、さういふ法律を立案されるというところは、只今の答弁のうちに、さういふ恩赦等が行われる場合にはその程度の不公平は止むを得ないなどというところは、余りにそれは公平を欠くやうに考へておられる。さういふ点に對しては一体政府内部ではこれの救済について何らかの措置をとらうという御意見やお考へがなかつたのですか、この点官房副長官から承わりたい。

○政府委員(御木幸弘君) 懲戒免除になりまして恩給の受給資格が消滅してゐる者に対して、それを適つて復活すべきや否やという問題につきましても、相当考へていたしたのでございしますけれども、そのときの懲戒免除によつて生じたその恩給受給資格を失ひますものを復活するということとは、きないだらうという一応結論になりました。それで今お尋ねのような点につきましては、過去の受給資格もなくなつ

たものとの間に不均衡がありますことは、これはお尋ねの通りに不均衡がございしますが、これに對しまして適當な救済方法ということはどうしても講じ得なかつたのでございまして、この点はお説の通りに不均衡ではございしますが、今回の恩赦等の関係と同時に、懲戒の免除をやります際に、この程度の不均衡は止むを得ないと思ひます。さうして、十分考へていたしたのでございしますけれども、止むを得なかつたのでございします。

○千葉信君 政府としては誠に遺憾な次第でございします。ところが問題はただそればかりじゃないのですが、その次にお尋ねしたいことは、今度懲戒処分を受けた者が今度の法律によつて資格の回復ということが行われて、從來二年間は公務員となることのできなかつたというものが直ちに公務員の資格が回復される。この点だけが今度の法律では懲戒処分になつた者に対する一つの恩赦の措置にしか過ぎないと思ひます。そこで私もさういふ二年間どうしても公務員になれなかつた者が今度には公務員になる資格ができたのですから、さうすれば今又未処分者に対する不公平を是正するためにも、その資格を取得した懲戒免除者に対しては、直ちに復職させるといふ措置を政府のほうでとらうということが今のような非常にも大きな不公平を是正する一つの方法でもあると思ひます。政府のほうでは今度の法律を立案するに當つて、さういふ点について一体どういふ方法をおとりになるつもりでお考へになられたか。これはやつぱり副長官から答弁を承わりたいと思ひます。

○政府委員(御木幸弘君) 懲戒によりまして失ひました身分は、この法の効果はそのままで回復はいたさないのではありませんが、その復職をするというやうなことは、非常に過去に遡りまして、ということ、現在の定員法その他の関係で到底不可能な問題であらうと思ひます。

○千葉信君 その到底不可能というのは、どういふ條件からですか。例えばどの省におきましても、大体の現在の状態では、公務員諸君の場合、これは一般会計の場合でも特別会計の場合でも、通例一年間に五〇程度の職員も異動が行われておられます。退職者と新しく就職する者とのパーセンテージは、全体の職員の数から見ますと五〇くらいに達しているわけですね。ところが今度の例では一般職の職員のうち、懲戒処分を受けた人員といふのは、二十五人と二十六人を通算しても、五千五百五人、一般職の職員の全体の職員のパーセンテージから言ひましても、一年間に大体この数字は〇・二%の懲戒処分を受けた公務員の数です。さういふことになりまして、一方においては五〇以上の職員の異動があるのに、定員法その他の関係が仮にあるとしても、さういふ職員の異動状況から考へますと、〇・二%程度の職員に對して、恩給法その他の不公平を救済するために直ちに復職させる措置に對しては政府がとれないという理由が私は発見できないと思ひますが、この点は如何ですか。

○政府委員(御木幸弘君) 第六條にはつきりしておりますように、この処分は既成の効力は変更されないとはつきり明記をいたしておるのでございします、さういふたような懲戒免除といつた

よりな過去におきまして行いました場合におきましても、この点ははつきりした点でございます。なお実務問題としてしまして、現在、御承知のように行政整理を行なつておりました、各公務員につきましては現在の人員を今整理する過程にござります。そのときに、過去において懲戒処分を受けた者が当然に復職して来ると、現在の人はそういう処分を受けないながらもやめて行かなければならぬ、こういうことは、むしろそれによつて来る、そのことより大きな問題であると思ひますので、そういう当然に復職させるというふうなことは困難な問題であると思ひます。

○千壽信君 定員法の問題に關する首切のあと補充の問題をこの際私は論議するつもりはありませんが、併し御木さんのほうから特に言われたのですから、私のほうからもこれは一言しておいたほうがよいと思ひますが、定員法による大体行政整理というが、首切というか、あの問題については、これはもう現在の状態では、少くとも先ほど私が申し上げた職員の自然的な異動の條件等から考へてみましても、それから希望退職者が相当多いという條件から言ひましても、あの問題を理由として復職をさせることができないような状態があるという理由にはならないと思ひます。大体定員法による首切は、今年の六月までには少くとも定員法の縮減の分だけは順調に進むという情勢があるばかりでなく、むしろ場合によつては自然退職者のほうが多いという恰好で、その後における自然退職者の條件などを考へてみると、その問題は理由にならないと思ひます。それ

から今度は第六條の点について、懲戒の処分に基づく既成の効果は影響を受けることがないとか、変更されることがないという、この條件とは私は問題が違ふと思ひます。勿論そういうふうな第六條の條件によつて懲戒されたという厳然たる事実が消滅もされないし、それから又今度の法律のこの立案の状態から言ひますと、そういう状態のために、今私が申し上げたような直接利害關係、例えば恩給等の問題については、恩給の受給資格は消滅する、通算年限も通算されない、これはもう第六條で以てはつきりとしたこととは規定されておるわけですから、そういうことが規定されておるために、先ほど申し上げておるように、これから処分される者との間にも大きな不公平が生ずる。その不公平を救済する必要がある。その不公平もあるという考へ方から考へてされたということが、さつきの副長官からの御答弁でもはつきりあるわけですから、従つてそういうふうな措置がでなかつた代りにでも、第六條に何の関係のない復職という問題についてくれば、政府のほうとしては当然實際上復職させることができないような状態があるわけですから、そういう状態に対しては政府のほうでも復職させることができないなど、これはまあ見解の相違になるかも知れませんが、私から見れば十分これは復職させようと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。

から今度は第六條の点について、懲戒の処分に基づく既成の効果は影響を受けることがないとか、変更されることがないという、この條件とは私は問題が違ふと思ひます。勿論そういうふうな第六條の條件によつて懲戒されたという厳然たる事実が消滅もされないし、それから又今度の法律のこの立案の状態から言ひますと、そういう状態のために、今私が申し上げたような直接利害關係、例えば恩給等の問題については、恩給の受給資格は消滅する、通算年限も通算されない、これはもう第六條で以てはつきりとしたこととは規定されておるわけですから、そういうことが規定されておるために、先ほど申し上げておるように、これから処分される者との間にも大きな不公平が生ずる。その不公平を救済する必要がある。その不公平もあるという考へ方から考へてされたということが、さつきの副長官からの御答弁でもはつきりあるわけですから、従つてそういうふうな措置がでなかつた代りにでも、第六條に何の関係のない復職という問題についてくれば、政府のほうとしては当然實際上復職させることができないような状態があるわけですから、そういう状態に対しては政府のほうでも復職させることができないなど、これはまあ見解の相違になるかも知れませんが、私から見れば十分これは復職させようと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。復職させる措置をとらうと思ひます。

○政府委員(御木幸弘君) 復職というので私誤解しておつたかも知れませんが、当然に懲戒免除と同時に前の官職を回復するという意味にとつておりましたのでお答えしたのでござります。が、官吏任用の資格は得ておるのでござりますから、改めてその個々の場合につきまして復職をさせるということは何ら差支えないと思ひます。

○千壽信君 そうすると、衆議院の人事委員会における菅野さんの御答弁によりまして、特に優先してそういう職員、復職という言葉を誤解を招くとすれば、再採用、或いは又就職と、そういう点については特に措置をとるつもりはないという印象を與える御答弁がありました。今度は政府は積極的にそういう職員の復職ということについて措置をおとり願うということに了解してよろしうござりますか。

○政府委員(御木幸弘君) 大赦等を行います場合には、多少の不公平は起つて参りますので、できるだけ是正するつもりでござりますけれども、絶対にこの不公平を是正するということとは、これは非常に困難ではないかと思つておられます。

○千壽信君 私は今お話のございましたように、絶対に不公平を是正しろと言つておるのではないのです。相当な不公平が、絶対に言つてもよくない不公平が一方にあるから、それを救済するような措置として、曾つて懲戒になつた職員の資格が完全に回復できるという立場において、できるだけその不公平を是正するような措置を政府が講じて欲しい、講すべき立場にあると言つておるのです。だから、絶対などと言わんで、一つその点についてもう少し理解のある御考慮を願ひたいと思ひます。

○委員(カニエ邦彦君) それでは質疑はほかにござりませんか……。それは他に御質疑がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ござりませんか。

○委員(カニエ邦彦君) それでは質疑はほかにござりませんか……。それは他に御質疑がなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ござりませんか。

国の慶事として簡単に考えられない。むしろ私どもは今日の講和條約の発効に伴つて日本が喜ぶべき事態に入るといふよりも、むしろ悲しむべき事態に入るといふ認識を持つております。従つてそういう点から言いますと「慶事等」、つまり慶事であるとか或いは弔事の場合に行われる恩赦に就つて今度の措置がとられるのだという認識の下に私はこの法案を審議いたしました。一体講和條約が発効するからと言つて、日本が果して独立国家になるかといふと、本當の日本の自主権といふか、独立国としての立場から、對等の立場において、例えばアメリカとも、その他の国々とも自主権を回復した状態において國交が行われるなどといふことは希望を持っておりません。現実がそれを証明しております。例えば行政協定等におきまして、アメリカ防衛のための行政協定は結ばれております。而も講和條約等に至りましては、むしろ逆に近隣大國を敵視するような形において、完全に戦争状態が継続するような形において講和條約が締結されております。國の主權も回復されない状態のまま、非常に危険な戦時状態が継続されるという状態は、これは独立國でないばかりでなく、戦争の危険をさへもむしろ増大するような形において行われた講和條約です。そういう点から言いますと、私どもは、先ほどこれは政府委員の御出席がなかつたときに御質問申上げたために、將來本當に日本の國民が喜べるような、どの國とも講和條約を締結して、本當に平和國家になれるような場合にこそ、我々は慶事

によるところの恩赦、その恩赦に關連する公務員諸君に對する懲戒の免除、或いは弁償責任の減免等について行つた措置が必ず近い機会になければならぬ。そういう立場から私どもは、この法案を審議したのであります。又そういう状態に移行する一つの暫定的な形において、この法案のあることが望ましいという立場から賛成したわけでございまして、どうしてそういう暫定的な立場においてこの法案に賛成するかという、政府の御答弁に職の職員だけに限つて見ましても、國家公務員法の第八十二條による懲戒処分を受けている者は、これは地方公務員の法律によつて対象となる、弁償責任の減免等の対象を除いた國家公務員法の八十二條による一般職の職員の処分だけ、昭和二十五年が四千三百三十三名、二十六年になりますと、五千五百五人、非常に膨大な数字です。こういう状態が起るといふことは、一方からはこれは公務員諸君に對する待遇等が適正でないといふことも一つの原因としてあるといふことを私どもは考へなければならぬと思つております。待遇が悪いからと言つて行政処分を受けようという悪いことをするのは不当だと政府のほうで言つても知れませんが、いふまでもないこと、待遇條件が悪いけれども、どだいこういう待遇條件が悪いばかりでなしに、政府自体が、一体この國家公務員法を本當に民主的に遵守しているかといふと、遺憾ながらノーと言わざるを得ない。例えば英國なんかの状態を見ましても、公務員に對する給與の勧告、裁定等は常に政府によつて全面的に実行されておる。國會又これ

を承認するばかりでなしに、政府自身が予算上の如何なる理由に藉口しても、公務員等の給與等を勧告若しくは裁定から減額したり、延引したりしておる事實は一回もないのです。これは國家公務員法の第二十八條を政府が完全に蹂躪しておるという立派な証拠なんです。そういう非民主的な政府の態度なんです。國家公務員法さえ十分にこれを尊重しない。つまり政府自身が法律を蹂躪するといふような形において國家公務員諸君の非行を煽動しておるやうなものです。そういうふうな状態で、政府が法律を蹂躪するやうな点を示しながら、單にこれは國家公務員法の第二十八條だけではありません。そういう状態でも、而も一方においては劣悪な待遇の中に酷使されておる公務員諸君の中から、こういう法を棄てる職員が出るというところは、遺憾ながら肯定せざるを得ないと思つて。そういう状態の中で行われた行政処分が、たとえ仮に今度の講和條約自体が日本の獨立を保障しないものであつても、若しくは日本を本當に平和國家として將來長く繁榮させることを約束しないやうな講和條約発効に伴つての法案措置であつても、こういう公務員の現在のお氣の毒な状態を考えますと、私は今度の法律によつて、少くとも體面という意味において懲戒処分の免除なり、若しくは弁償責任の減免という措置がとられるといふことは、悪いことをした政府自身の罪滅ぼしの一つでもあるといふ立場から、私はこの法律に賛成いたします。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは討論は終結したものと認め、採決を行うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) それでは公務員等の懲戒免除等に関する法律案を問題に供します。本法律案に賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(カニエ邦彦君) 全会一致であります。よつて本法律案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に本法律案を可とするかたの順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

宮田 重文 千葉 信
北村 一男 溝口 三郎
紅露 みつ

○委員長(カニエ邦彦君) なお本會議における委員長の前頭報告の内容は、先例に従ひまして委員長に御一任願うこととして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) それではさう取計うことに決定いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後零時十九分散會

四月二十四日本委員會に左の事件を付託された。

一、公務員等の懲戒免除等に関する法律案(予備審査のための付託は四月九日)